

消費税法等改正に伴う請負工事等の経過措置についてのお知らせ

拝啓 日頃より格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。
御社いよいよご清祥のこととお喜び申し上げます。

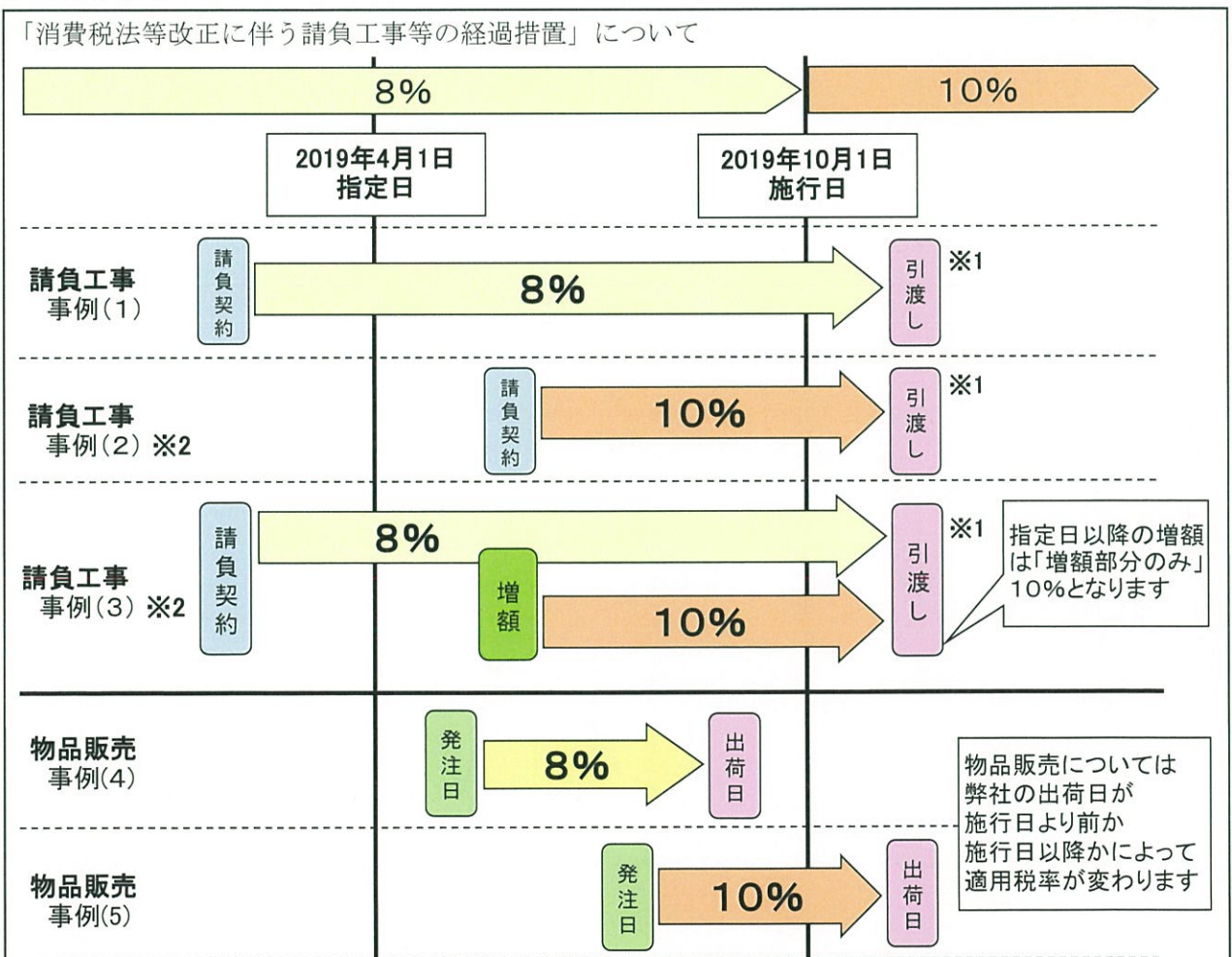
さて、ご承知のところとは存じますが、消費税法等の改正により、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上がることとなりました。(※1)

これに伴い、施行日(2019年10月1日)以後に引渡しが行われる課税資産の譲渡等については新税率が適用されます。ただし、施行日以後に引渡しが行われる請負工事等のうち、指定日(2019年4月1日)前日までに契約を締結した請負工事等については、経過措置(※2)として旧税率が適用されます。

請負工事等の経過措置については本年3月31日までの契約締結が条件となっております。
ご不明な点や詳細については営業担当者へお問い合わせ下さいませよう、お願い申し上げます。
敬具

※1：2019年1月31日現在。

※2：経過措置の適用事例については下図をご参照下さい。



※1 ここで記載されている「引渡し」とは当社から貴社への引渡しを示しています。

※2 事例(2)及び事例(3)の増額部分について

2019年9月度ご請求までは消費税8%でご請求させていただきますが、

2019年10月度以降のご請求にて9月度までの消費税差額をさかのぼってご精算させていただきます。